

平成27年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成27年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	スバル観光バス株式会社 代表者石塚孝一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県藤沢市打戻1883-6 (本社営業所) 神奈川県藤沢市打戻1883-6
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成27年7月8日、監査を実施。1件の違反が認められた。 (1) 運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成27年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	平成27年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社ドリームトラベル 代表者吉川幸男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港南区芹が谷2-22-1-408 (本社営業所) 神奈川県横浜市泉区中田西4-35-18
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成27年6月11日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成27年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成27年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	北群馬自動車株式会社 代表者齊籐 三郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 群馬県渋川市横堀8-3 (本社営業所) 群馬県渋川市横堀8-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 310日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成26年11月21日及び平成26年12月15日、監査を実施。13件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法(以下「運送法」)第20条)、(2)運送引受書の交付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(6)乗務等の記録等義務違反(運輸規則第25条)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)、(12)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)、(13)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 31点 当該事業者の累積点数 31点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成27年9月15日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成27年9月15日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社オリエンタル交通 代表者穂積憲明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 福島県東白川郡棚倉町大字中山本字石神田118 (栃木営業所) 栃木県矢板市中743-2
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 120日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成26年6月30日及び平成26年7月8日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)健康状態の把握義務違反(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 12点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)